

医学教育分野別評価

追加審査評価報告書（確定版）

受審大学名 京都府立医科大学医学部医学科
評価実施年度 2025 年度
作成日 2026 年 1 月 19 日

一般社団法人 日本医学教育評価機構

はじめに

京都府立医科大学医学部医学科は 2022 年度に医学教育分野別評価基準日本版 Ver. 2.33 をもとに 2 巡目の分野別評価を受審している。評価においては、2022 年 3 月に提出された自己点検評価書を精査した後、2022 年 6 月 14 日～6 月 17 日にかけて実地調査を実施し、認定結果は期限付認定であった。

2024 年 11 月に医学教育分野別評価基準日本版 Ver. 2.33 に基づいた改善報告書の提出があり、追加審査を実施した。追加審査は利益相反のない 3 名の評価員によって行った。評価においては、改善報告書を精査し、質問事項を受審大学へ送付した。その後、実地検証を 2025 年 4 月 15 日～4 月 16 日に実施した。

京都府立医科大学医学部医学科が行った改善の内容や進捗状況を踏まえ、ここに追加審査評価報告書を提出する。

なお、医学教育分野別評価は、医学教育分野別評価基準日本版に基づいて、実地調査・実地検証までに受審大学が実施している内容を確認し、行っている。その目的は、大学の多様性を活かし、継続的な改良が行われることである。追加審査評価報告書では、評価基準に照らし合わせて改善活動における特色や課題を「追加審査におけるコメント」として記載している。また、評価基準をもとに受審大学が今後の教育活動を行っていくにあたり、重点的に対応すべき項目の目安となるよう、追加審査の評価における判定を併記している。判定が「適合」であっても、今後のさらなる向上を促すために指摘すべき事項がある場合は「追加審査におけるコメント」において改善のための助言や示唆を記載している。判定の「部分的適合」は、受審大学において今後のさらなる継続的な改善が特に求められる項目である。認定後は、判定の結果に関わらず、受審大学の特色を発展させるための活動、および継続的な改善が求められる。

総評

京都府立医科大学医学部医学科では、2022年に行った医学教育分野別評価の結果を受け、シラバスの見直し、教学に関わる委員会組織の再構築、教育プログラム委員会と教育プログラム評価委員会によるPDCAサイクル設定など、教育改革に積極的に取り組み、継続的な改良が実施されている。

本追加審査評価報告書では、2022年以降の改革実行と今後の改革計画を踏まえ、国際基準をもとに評価を行った結果を報告する。

評価は現在において実施されている教育について行った。1年生と3年生が参加して屋根瓦方式のグループ学修で学ぶ「統合授業」は評価できる。体系的な行動科学教育の構築、必修の地域医療実習、入学者選抜における疑義申し立てへの対応要領の策定、医学英語教育や行動科学教育、京都府総合医療・地域医療学講座への専任教員の配置などが実施されている。また、本審査での指摘を受け、医学科教育プログラム委員会、医学科教育プログラム評価委員会が設置されて教学に関わる委員会の役割と機能が明確にされている。

一方で、重要な診療科での実習期間の十分な確保、評価方法の信頼性・妥当性の検証、臨床実習現場での評価、形成的評価の活用促進、教育プログラム評価の実質化による教育プログラムの開発、卒業生の実績とフィードバックに基づく教育改善などに課題を残している。今後はこれらの改善をさらに進め、より質の高い教育プログラムを実践するよう、継続的な改良が期待される。

なお、各基準の判定結果は、36の下位領域の中で、基本的水準は28項目が「適合」、8項目が「部分的適合」、0項目が「不適合」、質的向上のための水準は25項目が「適合」、10項目が「部分的適合」、0項目が「不適合」、1項目が「評価を実施せず」であった。「評価を実施せず」は、今後の改良計画にかかる領域9の質的向上のための水準であり、分野別評価の趣旨が現状を評価することであるため、この判定となった。

評価チーム

主査 奈良 信雄
高山 千利
蒔田 芳男

1. 使命と学修成果

1.1 使命 [基本的水準]

医学部は、

- 学部の使命を明示しなくてはならない。(B 1.1.1)
- 大学の構成者ならびに医療と保健に関わる分野の関係者にその使命を示さなくてはならない。(B 1.1.2)
- その使命のなかで医師を養成する目的と教育指針として以下の内容の概略を定めなくてはならない。
 - 学部教育としての専門的実践力(B 1.1.3)
 - 将来さまざまな医療の専門領域に進むための適切な基本(B 1.1.4)
 - 医師として定められた役割を担う能力(B 1.1.5)
 - 卒後の教育への準備(B 1.1.6)
 - 生涯学習への継続(B 1.1.7)
- その使命に社会の保健・健康維持に対する要請、医療制度からの要請、およびその他の社会的責任を包含しなくてはならない。(B 1.1.8)

本審査での評価：適合

特色ある点

- 「京都府公立大学法人第3期中期計画」において、使命をより具体化して定めている。
- 使命をもとに医学科基本教育理念を定めている。

改善のための助言

- 使命や教育理念は授業要項（シラバス）や学生便覧にも明記し、学生に周知を図るべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- 2022年度に学則を改正して建学の理念に基づく使命を記載し、学生便覧に学則を掲載して学生に周知を図っている。さらに、建学の理念、使命、ディプロマ・ポリシーを名刺サイズのミッションカードに印刷して学生および教員に配布し、周知を進めている。

1.1 使命 [質的向上のための水準]

医学部は、

- その使命に以下の内容が含まれているべきである。
 - 医学研究の達成(Q 1.1.1)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的健康、医療の観点(Q 1.1.2)
本審査での評価：適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建学の理念において「世界トップレベルの医学を地域へ」として医学研究の達成が明示されていることは評価できる。
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし

1.2 大学の自律性および教育・研究の自由 [基本的水準]
医学部は、
<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任ある立場の教職員および管理運営者が、組織として自律性を持って教育施策を構築し、実施しなければならない。特に以下の内容を含まれなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ カリキュラムの作成(B 1.2.1) ・ カリキュラムを実施するために配分された資源の活用(B 1.2.2)
本審査での評価：適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> ・ カリキュラムの立案に責任を持つ委員会を明確にすべきである。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023 年度にカリキュラムの立案に責任を持つ医学科教育プログラム委員会が設置され、教育委員会、教育センターとの役割分担が明確にされた。

1.2 大学の自律性および教育・研究の自由 [質的向上のための水準]

医学部は、以下について教員ならびに学生の教育・研究の自由を保障すべきである。

- 現行カリキュラムに関する検討(Q 1.2.1)
- カリキュラムを過剰にしない範囲で、特定の教育科目の教育向上のために最新の研究結果を探査し、利用すること。(Q 1.2.2)

本審査での評価：適合

特色ある点

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 医学科教育プログラム委員会は行動科学のカリキュラムを見直すなど、現行カリキュラムの検討を行っている。

1.3 学修成果 [基本的水準]

医学部は、

- 意図した学修成果を定めなければならない。それは、学生が卒業時までにその達成を示すべきものである。それらの成果は、以下と関連しなくてはならない。
 - 卒前教育で達成すべき基本的知識・技能・態度(B 1.3.1)
 - 将来にどの医学専門領域にも進むことができる適切な基本(B 1.3.2)
 - 保健医療機関での将来的な役割(B 1.3.3)
 - 卒後研修(B 1.3.4)
 - 生涯学習への意識と学修技能(B 1.3.5)
 - 地域医療からの要請、医療制度からの要請、そして社会的責任(B 1.3.6)
- 学生が学生同士、教員、医療従事者、患者、およびその家族を尊重し適切な行動をとることを確実に修得させなければならない。(B 1.3.7)
- 学修成果を周知しなくてはならない。(B 1.3.8)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- ・ なし

改善のための助言

- ・ ディプロマ・ポリシーと学修成果（コンピテンシー）の関係を明確にして周知すべきである。
- ・ 学修成果（コンピテンシー）は授業要項（シラバス）や学生便覧などに掲載して周知すべきである。
- ・ ディプロマ・ポリシーおよび学修成果（コンピテンシー）と各科目の対応を授業要項（シラバス）に明記すべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 2023 年度に設置された医学科教育プログラム評価委員会でディプロマ・ポリシーとコンピテンシーの関係を検討し、ディプロマ・ポリシーに沿った 57 項目のコンピテンシーを暫定設定してカリキュラムとの整合性を検討した。コンピテンシーの達成度について 6 年生を対象に自己評価を実施し、妥当性を検証している。

1.3 学修成果 [質的向上のための水準]

医学部は、

- ・ 卒業時の学修成果と卒後研修終了時の学修成果をそれぞれ明確にし、両者を関連づけるべきである。(Q 1.3.1)
- ・ 医学研究に関して目指す学修成果を定めるべきである。(Q 1.3.2)
- ・ 国際保健に関して目指す学修成果について注目すべきである。(Q 1.3.3)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 教育センターと臨床研修センターが体系的に連携して、卒業時の学修成果と卒後研修終了時の学修成果を関連づけることが望まれる。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 臨床実習管理委員会と卒後臨床研修センターが連携して卒前卒後の一貫した教育プログラムを検討している。

1.4 使命と成果策定への参画 [基本的水準]

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、教育に関わる主要な構成者が参画しなければならない。(B 1.4.1)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- 使命を具体化した際に、学生から意見を聴取している。

改善のための助言

- 使命および学修成果を策定する委員会には学生の代表を委員として参画させるべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- 使命を策定する教育戦略会議、コンピテンシーを策定する医学科教育プログラム委員会に学生が参画している。

1.4 使命と成果策定への参画 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取すべきである。(Q 1.4.1)

本審査での評価：適合

特色ある点

- 「京都府公立大学法人第3期中期計画」における使命の具体化の際に、学内のみならず、関西公立私立医科大学・医学部連合など、広い範囲の教育関係者から意見を聴取している。

改善のための示唆

- なし

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- コンピテンシーを策定する医学科教育プログラム委員会には他学教育機関関係

者が構成員となり、使命を策定する教育戦略会議には看護学科教員（看護師）が参加している。

2. 教育プログラム

2.1 教育プログラムの構成 [基本的水準]

医学部は、

- カリキュラムを定めなければならない。(B 2.1.1)
- 学生が自分の学修過程に責任持てるように、学修意欲を刺激し、準備を促して、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法/学修方法を採用しなければならない。(B 2.1.2)
- カリキュラムは平等の原則に基づいて提供されなければならない。(B 2.1.3)

本審査での評価：適合

特色ある点

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ なし

2.1 教育プログラムの構成 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 生涯学習につながるカリキュラムを設定すべきである。(Q 2.1.1)

本審査での評価：適合

特色ある点

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 生涯学習につながる連続性を意識したカリキュラムを設定することが望まれる。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 1年生と3年生が参加する「統合授業」で、ペーシェントジャーニーのシナリ

才に基づいて、患者や多職種の見解を学ぶ屋根瓦方式のグループ学修を行うカリキュラムが設定されていることは評価できる。

2.2 科学的方法 [基本的水準]

医学部は、

- カリキュラムを通して以下を教育しなくてはならない。
 - 分析的で批判的思考を含む、科学的手法の原理(B 2.2.1)
 - 医学研究の手法(B 2.2.2)
 - EBM(科学的根拠に基づく医学)(B 2.2.3)

本審査での評価：適合

特色ある点

- 研究配属などを通じて科学的手法の原理、医学研究の手法を教育している。
- 低学年からEBM教育を開始し、さらに5年次の医療統計学や総合診療科などの臨床実習においてもEBM教育を行っている。

改善のための助言

- なし

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- 1年次に医療機関の経営分析にかかる経営学の授業が実施されている。

2.2 科学的方法 [質的向上のための水準]

医学部は、

- カリキュラムに大学独自の、あるいは先端的な研究の要素を含むべきである。(Q 2.2.1)

本審査での評価：適合

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- なし

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- 1～3年次を対象とした「KPUM 基礎社会医学ミニシンポジウム」とその後の「研究室見学ツアー」で先端的な研究に触れる機会が提供されている。

2.3 基礎医学 [基本的水準]**医学部は、**

- 以下を理解するのに役立つよう、カリキュラムの中で基礎医学のあり方を定義し、実践しなければならない。
 - 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な科学的知見(B 2.3.1)
 - 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な概念と手法(B 2.3.2)

本審査での評価：適合**特色ある点**

- なし

改善のための助言

- 臨床医学につながる基礎医学のカリキュラムをさらに充実させるべきである。

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- 解剖学実習や分子生化学講義に臨床系の教員が参加し、臨床医学につながる基礎医学教育が実施されている。

2.3 基礎医学 [質的向上のための水準]**医学部は、**

- カリキュラムに以下の項目を反映させるべきである。
 - 科学的、技術的、臨床的進歩(Q 2.3.1)
 - 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.3.2)

本審査での評価：適合**特色ある点**

- 2021年度に「分子病態感染制御・検査医学講座」を開設し、社会において必要とされる感染症教育を推進していることは評価できる。

改善のための示唆

- なし

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- なし

2.4 行動科学と社会医学、医療倫理学と医療法学 [基本的水準]

医学部は、

- カリキュラムに以下を定め、実践しなければならない。
 - 行動科学(B 2.4.1)
 - 社会医学(B 2.4.2)
 - 医療倫理学(B 2.4.3)
 - 医療法学(B 2.4.4)

本審査での評価：部分的適合**特色ある点**

- なし

改善のための助言

- 選択科目の行動科学は必修科目としてすべての学生が学ぶべきである。
- 行動科学に関するすべてのカリキュラムを統轄する責任者を定め、体系的に実施すべきである。

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- 行動科学の専任教員を配置し、教育統括責任者として体系的に教育する必修科目とした。

2.4 行動科学と社会医学、医療倫理学と医療法学 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 行動科学、社会医学、医療倫理学、医療法学に関し以下に従ってカリキュラムを調整および修正すべきである。
 - 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.4.1)
 - 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.4.2)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口動態や文化の変化(Q 2.4.3)
本審査での評価：部分的適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会や医療システムにおいて必要と予測されることおよび人口動態や文化の変化から行動科学、社会医学のカリキュラムを調整および修正することが望まれる。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会や医療システムにおいて必要と予測されることおよび人口動態や文化の変化に対して行動科学のカリキュラムは改変しているが、社会医学のカリキュラムについても調整および修正することが望まれる。

2.5 臨床医学と技能 [基本的水準]
医学部は、
<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床医学について、学生が以下を確実に実践できるようにカリキュラムを定め実践しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識、臨床技能、医療専門職としての技能の修得(B 2.5.1) ・ 臨床現場において、計画的に患者と接する教育プログラムを教育期間中に十分持つこと(B 2.5.2) ・ 健康増進と予防医学の体験(B 2.5.3) ・ 重要な診療科で学修する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4) ・ 患者安全に配慮した臨床実習を構築しなくてはならない。(B 2.5.5)
本審査での評価：部分的適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床実習は「クリニカル・クラークシップ I」と「クリニカル・クラークシップ II」において合計68週で実施されている。
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療参加型臨床実習を充実させるべきである。 ・ 重要な診療科において4週間以上の実習期間を確保すべきである。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- 2024年度に設置された臨床実習管理委員会で十分な議論を行い、重要な診療科での実習期間を十分に確保して診療参加型臨床実習をさらに充実させるべきである。

2.5 臨床医学と技能 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 臨床医学教育のカリキュラムを以下に従って調整、修正すべきである。
 - 科学、技術および臨床の進歩(Q 2.5.1)
 - 現在および、将来において社会や医療制度上必要となること(Q 2.5.2)
- 全ての学生が早期から患者と接触する機会を持ち、徐々に実際の患者診療への参画を深めていくべきである。(Q 2.5.3)
- 教育プログラムの進行に合わせ、さまざまな臨床技能教育が行われるように教育計画を構築すべきである。(Q 2.5.4)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- 1年次で早期体験実習を行っている。

改善のための示唆

- 1年次のみならず、2～4年次においても教育プログラムの進行に合わせて、徐々に実際の患者診療への参画を深め、臨床技能が培われるような教育計画を構築することが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- 4年次の地域保健実習と5年次の地域医療実習で地域の医療現場を体験するプログラムを実施している。
- 2～3年次においても患者と接触するプログラムを構築することが望まれる。

2.6 教育プログラムの構造、構成と教育期間 [基本的水準]

医学部は、

- 基礎医学、行動科学、社会医学および臨床医学を適切な関連と配分で構成し、教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序を明示しなくてはならない。(B 2.6.1)

本審査での評価：適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> 「三大学教養教育合同講義」を計画的に実施し、教養教育が充実していることは評価できる。
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム・ツリーを学生や教員に理解しやすいように周知し、教育効果を高めるべきである。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> より詳細なカリキュラム・ツリーを作成してシラバスに掲載し、各学年の年度初めにオリエンテーションで説明するなど、周知を図っている。

2.6 教育プログラムの構造、構成と教育期間 [質的向上のための水準]
医学部は、カリキュラムで以下のことを確実に実施すべきである。
<ul style="list-style-type: none"> 関連する科学・学問領域および課題の水平的統合 (Q 2.6.1) 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の垂直的統合 (Q 2.6.2) 教育プログラムとして、中核となる必修科目だけでなく、選択科目も、必修科目との配分を考慮して設定すること (Q 2.6.3) 補完医療との接点を持つこと (Q 2.6.4)
本審査での評価：適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> 「臓器別ユニット授業」にて、水平的統合および垂直的統合が行われた授業を開講している。
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> 基礎医学における水平的統合教育をさらに進めることが望まれる。 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の垂直的統合教育をさらに進めることが望まれる。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 「統合講義先端生命科学」で基礎医学における水平的統合教育、「臓器別ユニット」で臨床医学の水平的統合教育および垂直的統合教育、解剖学実習における

垂直的統合教育が実施されている。

2.7 教育プログラム管理 [基本的水準]

医学部は、

- 学修成果を達成するために、学長・医学部長など教育の責任者の下で、教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つカリキュラム委員会を設置しなくてはならない。(B 2.7.1)
- カリキュラム委員会の構成委員には、教員と学生の代表を含まなくてはならない。(B 2.7.2)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- なし

改善のための助言

- 教育カリキュラムの立案に責任と権限を持つ委員会を明確にすべきである。
- 教育カリキュラムの立案に責任と権限を持つ委員会に、学生の代表を含むべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- 2023 年度に教育カリキュラムの立案に責任と権限を持つ医学科教育プログラム委員会が設置され、各学年から 1 名の学生代表が参加して議論を行っている。

2.7 教育プログラム管理 [質的向上のための水準]

医学部は、

- カリキュラム委員会を中心にして、教育カリキュラムの改善を計画し、実施すべきである。(Q 2.7.1)
- カリキュラム委員会に教員と学生以外の広い範囲の教育の関係者の代表を含むべきである。(Q 2.7.2)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- ・ 教育カリキュラムの立案に責任と権限を持つ委員会を中心に、教育カリキュラムの改善を計画し、適切に実施することが望まれる。
- ・ 教育カリキュラムの立案に責任と権限を持つ委員会に、さらに広い範囲の教育の関係者の代表を含むことが望まれる。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 教育カリキュラムの立案に責任と権限を持つ医学科教育プログラム委員会に、看護師や他学の教育機関関係者が参加して教育カリキュラムの改善につなげている。

2.8 臨床実践と医療制度の連携 [基本的水準]

医学部は、

- ・ 卒前教育と卒後の教育・臨床実践との間の連携を適切に行われなければならぬ。(B 2.8.1)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 卒前教育と卒後教育の連携を行うための組織を明確にし、実質的な活動を行うべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 卒前教育と卒後教育の連携を図る目的で臨床実習の充実化を推進する臨床実習管理委員会が設置され、活動を開始した。

2.8 臨床実践と医療制度の連携 [質的向上のための水準]

医学部は、

- ・ カリキュラム委員会を通じて以下のことを確実に行うべきである。
 - ・ 卒業生が将来働く環境からの情報を得て、教育プログラムを適切に改良すること。(Q 2.8.1)
 - ・ 教育プログラムの改良には、地域や社会の意見を取り入れること。(Q 2.8.2)

本審査での評価：部分的適合**特色ある点**

- なし

改善のための示唆

- 卒業生が働く環境から情報を十分に得て、教育プログラムを適切に改良することが望まれる。
- 得られた地域や社会の意見を教育プログラムの改良に確実に活用することが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合**追加審査におけるコメント**

- 卒業生が働く環境からの情報収集として関連病院への調査が行われているが、得られる情報を教育プログラムの改善につなげることが望まれる。

3. 学生の評価

3.1 評価方法 [基本的水準]

医学部は、

- 学生の評価について、原理、方法および実施を定め開示しなくてはならない。開示すべき内容には、合格基準、進級基準、および追再試の回数が含まれる。(B 3.1.1)
- 知識、技能および態度を含む評価を確実に実施しなくてはならない。(B 3.1.2)
- 様々な評価方法と形式を、それぞれの評価有用性に合わせて活用しなくてはならない。(B 3.1.3)
- 評価方法および結果に利益相反が生じないようにしなくてはならない。(B 3.1.4)
- 評価が外部の専門家によって精密に吟味されなくてはならない。(B 3.1.5)
- 評価結果に対して疑義申し立て制度を用いなければならない。(B 3.1.6)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- なし

改善のための助言

- ディプロマ・ポリシーの到達度を確実に評価できる体制を整えるべきである。
- 知識のみならず、各学修段階において技能・態度評価を確実に実施すべきである。
- 学生の評価については、筆記試験・レポート・態度などの評価項目ごとに配分を定めて明確な合格基準を授業要項（シラバス）に記載すべきである。
- 教育と評価を担当する当事者以外の専門家による評価の吟味を行うべきである。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- 学生の評価については、評価項目ごとに配分を定めて明確な合格基準を授業要項（シラバス）に記載すべきである。
- 態度評価法を策定し、一部の科目でトライアル評価を開始している。
- 教育と評価を担当する当事者以外の専門家による精密な評価の吟味を推進すべきである。

3.1 評価方法 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示すべきである。(Q 3.1.1)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 必要に合わせて新しい評価法を導入すべきである。(Q 3.1.2) • 外部評価者の活用を進めるべきである。(Q 3.1.3) |
|---|

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 各科目における評価方法を明確にし、その信頼性・妥当性を検証することが望まれる。 • 技能と態度の評価に、MiniCEX や 360 度評価などの新しい評価法を導入することが望まれる。 |
|--|

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 評価方法の信頼性・妥当性について IR 室で解析し、医学科教育プログラム評価委員会で評価する体制を構築した。 • Workplace-based assessment を充実させ、知識のみならず技能と態度の評価を進めることが望まれる。 |
|--|

3.2 評価と学修との関連 [基本的水準]

医学部は、

- 評価の原理、方法を用いて以下を実現する評価を実践しなくてはならない。
 - 目標とする学修成果と教育方法に整合した評価である。(B 3.2.1)
 - 目標とする学修成果を学生が達成していることを保証する評価である。(B 3.2.2)
 - 学生の学修を促進する評価である。(B 3.2.3)
 - 形成的評価と総括的評価の適切な比重により、学生の学修と教育進度の判定の指針となる評価である。(B 3.2.4)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- 臨床実習でルーブリック評価を行っている。
- 臨床実習において一部の診療科でポートフォリオを用いた形成的評価を開始している。

改善のための助言

- 目標とする学修成果を学生が達成していることを保証できるよう修得すべき内

容を定義し、適切な評価法を用いて評価すべきである。

- ・ 学生の学修を促すように、学修段階に応じた評価を行うべきである。
- ・ 全学年で形成的評価をさらに活用すべきである。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 自己評価に加えて、客観的に評価する方法を確立し、学修成果の達成度を評価すべきである。
- ・ 学修を促進する評価法を検討すべきである。
- ・ 形成的評価をさらに充実すべきである。

3.2 評価と学修との関連 [質的向上のための水準]

医学部は、

- ・ 基本的知識の修得と統合的学修を促進するために、カリキュラム(教育)単位ごとに試験の回数と方法(特性)を適切に定めるべきである。(Q 3.2.1)
- ・ 学生に対して、評価結果に基づいた時機を得た、具体的、建設的、そして公正なフィードバックを行うべきである。(Q 3.2.2)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 学生に対して、評価結果に基づいた時機を得た、具体的、建設的、そして公正なフィードバックを体系的に行うことが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 一部の科目で、評価に基づいたフィードバックを始めているが、今後、体系的にフィードバックを行うことが望まれる。

4. 学生

4.1 入学方針と入学選抜 [基本的水準]

医学部は、

- 学生の選抜方法についての明確な記載を含め、客観性の原則に基づいて入学方針を策定し、履行しなければならない。(B 4.1.1)
- 身体に不自由がある学生の入学について、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.2)
- 国内外の他の学部や機関からの学生の転編入については、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.3)

本審査での評価：適合

特色ある点

- なし

改善のための助言

- アドミッション・ポリシーのすべてに対応した選抜方法について明確に基本方針に記載すべきである。
- 身体に不自由がある学生の入学について、方針を明文化すべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- アドミッション・ポリシーと入学選抜方法との対応が確認され、面接者説明会などで周知している。
- 身体に不自由がある学生の方針を「京都府立医科大学における障害などがある学生の受け入れについて」の内規を定めた。

4.1 入学方針と入学選抜 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 選抜と、医学部の使命、教育プログラムならびに卒業時に期待される能力との関連を述べるべきである。(Q 4.1.1)
- アドミッション・ポリシー(入学方針)を定期的に見直すべきである。(Q 4.1.2)
- 入学決定に対する疑義申し立て制度を採用すべきである。(Q 4.1.3)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- ・ 入学者選抜と、医学部の使命、教育プログラムならびに卒業時に期待される能力との関連を述べることが望まれる。
- ・ 成績開示のみでなく、入学決定に対する疑義申し立ての制度を明文化することが望まれる。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 入学者選抜と卒業時の能力との関連付けを検討し、小論文、面接試験において評価項目に加えるように改革している。
- ・ 入学試験制度検討委員会において、「入学試験の結果に対して受験生から疑義申し立てがあった場合の対応要領」を策定している。

4.2 学生の受け入れ [基本的水準]

医学部は、

- ・ 入学者数を明確にし、教育プログラムの全段階における教育能力と関連づけなければならない。(B 4.2.1)

本審査での評価：適合

特色ある点

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ なし

4.2 学生の受け入れ [質的向上のための水準]

医学部は、

- ・ 他の教育関係者とも協議して入学者の数と資質を定期的に見直すべきである。そして、地域や社会からの健康に対する要請に合うように調整すべきである。(Q 4.2.1)

本審査での評価：適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学者の数と資質について、京都府などの地域の教育関係者と十分な協議が行われている。
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学者の数と資質について、京都府など地域の教育関係者と十分な協議を継続している。 ・ 地域医療に貢献する志がある学生を確保することを目的とし、教育能力との検討を行い、臨時定員減少後も、7名の学校推薦型選抜枠を確保している。

4.3 学生のカウンセリングと支援 [基本的水準]
医学部および大学は、
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生を対象とした学修上の問題に対するカウンセリング制度を設けなければならない。(B 4.3.1) ・ 社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援するプログラムを提供しなければならない。(B 4.3.2) ・ 学生の支援に必要な資源を配分しなければならない。(B 4.3.3) ・ カウンセリングと支援に関する守秘を保障しなければならない。(B 4.3.4)
本審査での評価：適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低学年のメンター制度、各学年の担任制度を構築している。
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学修上の問題や経済的な事情に対応した支援に加えて、社会的や個人的事情に対応した学生を支援するプログラムを提供すべきである。 ・ 低学年のみならず、全学年を通じてメンター制度を実施すべきである。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ メンターの役割を拡大し、社会的・個人的事情に対応する支援プログラムを開

- 始している。
- ・メンター制度を4年次の学生まで拡大し、5年次以降も学生面談を実施するなど、支援体制を広げている。

4.3 学生のカウンセリングと支援 [質的向上のための水準]

医学部は、

- ・学生の教育進度に基づいて学修上のカウンセリングを提供すべきである。(Q 4.3.1)
- ・学修上のカウンセリングを提供するには、キャリアガイダンスとプランニングも含めるべきである。(Q 4.3.2)

本審査での評価：適合

特色ある点

- ・なし

改善のための示唆

- ・低学年からのキャリアガイダンスとプランニングを充実させることが望まれる。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・1年次の総合講義に、学長、病院長などの講義を入れ、3学年の合同授業・グループ討議による、キャリアガイダンスとプランニングに関する教育が行われている。

4.4 学生の参加 [基本的水準]

医学部は、学生が下記の事項を審議する委員会に学生の代表として参加し、適切に議論に加わることを規定し、履行しなければならない。

- ・使命の策定(B 4.4.1)
- ・教育プログラムの策定(B 4.4.2)
- ・教育プログラムの管理(B 4.4.3)
- ・教育プログラムの評価(B 4.4.4)
- ・その他、学生に関する諸事項(B 4.4.5)

本審査での評価：部分的適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> なし
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> 使命の策定を審議する委員会に学生を委員として参加させ、実質的な議論に加えるべきである。 教育プログラムの策定・管理・評価を審議する委員会に学生を委員として参加させ、実質的な議論に加えるべきである。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 使命を策定する教育戦略会議、医学科教育プログラム委員会、医学科教育プログラム評価委員会に学生が委員として参加している。 学生に関する諸事項を審議する教育委員会に学生が参加すべきである。

4.4 学生の参加 [質的向上のための水準]
医学部は、
<ul style="list-style-type: none"> 学生の活動と学生組織を奨励するべきである。(Q 4.4.1)
本審査での評価：適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> 顕著な活動成果に対して表彰を行っている。
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> 他の学生活動と学生組織をさらに奨励する仕組みを構築することが望まれる。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 学生自治会の代表が教育センター会議のメンバーとなって、学生の活動を奨励するために大学の情報の共有を行っている。

5. 教員

5.1 募集と選抜方針 [基本的水準]

医学部は、

- 教員の募集と選抜方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 医学と医学以外の教員間のバランス、常勤および非常勤の教員間のバランス、教員と一般職員間のバランスを含め、適切にカリキュラムを実施するため求められる基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員のタイプ、責任、バランスを概説しなければならない。(B 5.1.1)
 - 教育、研究、診療の役割のバランスを含め、学術的、教育的、および臨床的な業績の判定水準を明示しなければならない。(B 5.1.2)
 - 基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、その活動をモニタしなければならない。(B 5.1.3)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- 教員の募集と選抜方針は規程に定められている。

改善のための助言

- 適切にカリキュラムが実施できるように講座間の教員バランスをさらに改善すべきである。
- 教授の選考では、人物像、履歴、研究業績、健康状態が判定水準となっており、教育にかかる業績も判定水準に含めるべきである。
- 准教授、講師、助教、助手の選考についても判定水準を明示すべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- 教授の選考において、教育業績が選考基準に含まれた。
- 准教授・講師・助教の選考において、教育・研究・臨床・社会貢献・管理運営の業績が考慮されている。

5.1 募集と選抜方針 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 教員の募集および選抜の方針において、以下の評価基準を考慮すべきである。
 - その地域に固有の重大な問題を含め、医学部の使命との関連性(Q 5.1.1)
 - 経済的事項(Q 5.1.2)

本審査での評価：適合

特色ある点

- 使命である「地域医療の実践・教育」に資するために、「大学附属病院北部医療センター」を設置して活動させるなど、課題の対応を行っている。
- 地域医療の振興に資するため、へき地勤務に対して経済的配慮がなされている。

改善のための示唆

- なし

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- 地域医療教育の充実を目的として、その任を負う教員として附属北部医療センター教授を採用した。さらに、附属北部医療センターを中心として北部キャンパスを充実させ博士課程を開設している。

5.2 教員の活動と能力開発 [基本的水準]

医学部は、

- 教員の活動と能力開発に関する方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 教育、研究、診療の職務間のバランスを考慮する。(B 5.2.1)
 - 教育、研究、診療の活動における学術的業績の認識を行う。(B 5.2.2)
 - 診療と研究の活動が教育活動に活用されている。(B 5.2.3)
 - 個々の教員はカリキュラム全体を十分に理解しなければならない。(B 5.2.4)
 - 教員の研修、能力開発、支援、評価が含まれている。(B 5.2.5)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- 平成29年度から開始された1泊2日の「夏期課題集中検討会」ではワークショップ形式で教育にかかる議論を行っている。

改善のための助言

- 業績評価を教員にフィードバックし、個々の教員の能力開発につなげるべきである。
- 新任教員を含め、全教員を対象に教育プログラム全体を周知する機会をさらに充実させ、教育の質を向上させるべきである。
- 臨床実習を担当する教育関連病院のすべての指導医に対して、学修成果、診療

参加型臨床実習のあり方、学生に許容される医行為水準、評価法などに対するFDを徹底し、臨床実習の内容と成果を向上させるべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- 教員の業績評価結果をフィードバックし、能力開発に活用している。
- 新任教員研修を含め、FDにより教育プログラムに関する情報の共有を図っている。
- 「診療参加型実習に関する意見交換会」により、臨床実習に関する情報の共有を行っている。

5.2 教員の活動と能力開発 [質的向上のための水準]

医学部は、

- カリキュラムのそれぞれの構成に関連して教員と学生の比率を考慮すべきである。(Q 5.2.1)
- 教員の昇進の方針を策定して履行するべきである。(Q 5.2.2)

本審査での評価：適合

特色ある点

- 教養教育、基礎医学教育、臨床教育のそれぞれで学生と教員数の比率が保持されている。

改善のための示唆

- カリキュラムの改訂や教育手法の変化に対応した教員の適正な配置について継続的に調整することが望まれる。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- 「国際医学英語」へのネイティブスピーカー教員の配置、行動科学への専任教員の配置、北部キャンパスに京都府との連携講座への教授の配置など、大学・地域の置かれた環境に対応する人事を配置している。

6. 教育資源

6.1 施設・設備 [基本的水準]

医学部は、

- 教職員と学生のための施設・設備を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されることを保障しなければならない。(B 6.1.1)
- 教職員、学生、患者とその家族にとって安全な学修環境を確保しなければならない。(B 6.1.2)

本審査での評価：適合

特色ある点

- 下鴨キャンパスに充実した教育設備があり、三大学合同の教養教育が行われていることは高く評価できる。

改善のための助言

- 自習室や図書館などの施設利用に関する学生への情報提供をさらに充実させるべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- 自習施設、図書館のラーニングコモンズなどの整備を進め、学生の学修環境に関して、Communication magazine、学生代表などを通じて周知を行い、利用を促進している。

6.1 施設・設備 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 教育実践の発展に合わせて施設・設備を定期的に更新、改修、拡充し、学修環境を改善すべきである。(Q 6.1.1)

本審査での評価：適合

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- 施設や設備に関して、教職員や学生からのフィードバックに定期的な評価を行い、学修環境の改善につなげることが望まれる。

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- メンター制度を活用し、学生からの学修環境に関する意見を聴取し、施設・設備の改良を行っている。

6.2 臨床実習の資源 [基本的水準]

医学部は、

- 学生が適切な臨床経験を積めるように以下の必要な資源を十分に確保しなければならない。
 - 患者数と疾患分類(B 6.2.1)
 - 臨床実習施設(B 6.2.2)
 - 学生の臨床実習の指導者(B 6.2.3)

本審査での評価：部分的適合**特色ある点**

- 使命に基づいて、地域医療の経験を積めるように、学外実習において5病院を選定し学生を派遣している。

改善のための助言

- 臨床実習施設において個々の学生が経験した患者数や疾患分類を把握した上で、適切な臨床実習資源を提供すべきである。

追加審査の評価：部分的適合**追加審査におけるコメント**

- アンケートにより学生が経験した手技や経験症候の把握を行っている。今後、個々の学生が経験した患者数や疾患分類を把握し、臨床実習資源の確保につなげるべきである。

6.2 臨床実習の資源 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 医療を受ける患者や地域住民の要請に応えているかどうかの視点で、臨床実習施設を評価、整備、改善すべきである。(Q 6.2.1)

本審査での評価：適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> なし
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> 患者や地域住民からの意見や要望を体系的に収集し、臨床実習施設を評価、整備、改善することが望まれる。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 附属病院に「ご意見箱」を設置して、患者、その家族、地域住民からの意見収集を行っている。また、地域の行政機関からも臨床実習施設についての意見を聴取している。

6.3 情報通信技術 [基本的水準]
医学部は、
<ul style="list-style-type: none"> 適切な情報通信技術の有効かつ倫理的な利用と、それを評価する方針を策定して履行しなければならない。(B 6.3.1) インターネットやその他の電子的媒体へのアクセスを確保しなければならない。(B 6.3.2)
本審査での評価：適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> 無線LANやネットワーク通信容量の拡大など、オンライン学修環境の充実を図っている。
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> なし
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> なし

6.3 情報通信技術 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 教員および学生が以下の事項についての既存の ICT や新しく改良された ICT を使えるようにすべきである。
 - 自己学習(Q 6.3.1)
 - 情報の入手(Q 6.3.2)
 - 患者管理(Q 6.3.3)
 - 保健医療提供システムにおける業務(Q 6.3.4)
- 担当患者のデータと医療情報システムを、学生が適切に利用できるようにすべきである。(Q 6.3.5)

本審査での評価：適合

特色ある点

- 附属病院において、学生が利用できる電子カルテ端末を大幅に増やしたことは評価できる。
- バーチャルスライドシステムの導入など、自己学習コンテンツの充実を図っている。

改善のための示唆

- なし

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- なし

6.4 医学研究と学識 [基本的水準]

医学部は、

- 教育カリキュラムの作成においては、医学研究と学識を利用しなければならない。(B 6.4.1)
- 医学研究と教育が関連するように育む方針を策定し、履行しなければならない。(B 6.4.2)
- 研究の施設・設備と重要性を記載しなければならない。(B 6.4.3)

本審査での評価：適合

特色ある点

- 研究配属、「KPUM基礎医学ミニシンポジウム」など、医学研究と教育との関係性を育む教育プログラムが実施されている。

改善のための助言

- なし

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- 「KPUM 基礎社会医学ミニシンポジウム」を継続して開催し、多数の学生が参加し、研究に対する意識を高めている。

6.4 医学研究と学識 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 以下の事項について医学研究と教育との相互関係を担保すべきである。
 - 現行の教育への反映(Q 6.4.1)
 - 学生が医学研究や開発に携わることの奨励と準備(Q 6.4.2)

本審査での評価：適合**特色ある点**

- なし

改善のための示唆

- なし

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- なし

6.5 教育専門家 [基本的水準]

医学部は、

- 必要な時に教育専門家へアクセスできなければならない。(B 6.5.1)
- 以下の事項について、教育専門家の利用についての方針を策定し、履行しなければならない。
 - カリキュラム開発(B 6.5.2)
 - 教育技法および評価方法の開発(B 6.5.3)

本審査での評価：適合**特色ある点**

- 「臓器別ユニット授業」などの開発と導入に教育センター教員が主体的に関与している。

改善のための助言

- カリキュラム、教育技法および評価方法の開発における教育専門家の利用についての方針を明確にすべきである。

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- 学内での医学教育 FD を開催し、さらに、学外の専門家を複数招聘し、医学教育の向上を図っている。

6.5 教育専門家 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 教職員の教育能力向上において学内外の教育専門家が実際に活用されていることを示すべきである。(Q 6.5.1)
- 教育評価や医学教育分野の研究における最新の専門知識に注意を払うべきである。(Q 6.5.2)
- 教職員は教育的にに関する研究を遂行すべきである。(Q 6.5.3)

本審査での評価：適合**特色ある点**

- なし

改善のための示唆

- なし

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- 教育センターの教員数を増員し、教育方法に関する FD を開催して、卒前教育の質向上に努めている。

6.6 教育の交流 [基本的水準]

医学部は、

- 以下の方針を策定して履行しなければならない。
 - 教職員と学生の交流を含め、国内外の他教育機関との協力(B 6.6.1)
 - 履修単位の互換(B 6.6.2)

本審査での評価：適合

特色ある点

- 2011年より京都工芸繊維大学、京都府立医科大学、京都府立大学、京都薬科大学の4大学が「ヘルスサイエンス系の教育研究の連携に関する協定」を締結し、「京都4大学連携機構」を設置して、ヘルスサイエンス分野における教育研究を推進していることは高く評価できる。

改善のための助言

- なし

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- オクラホマ大学、リーズ大学、マーストリヒト大学、エディンバラ大学などの提携に加え、ロスアンデス大学、インドネシア大学との協定を新たに追加し、臨床実習の相互交流を積極的に行っている。

6.6 教育の交流 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 適切な資源を提供して、教職員と学生の国内外の交流を促進すべきである。(Q 6.6.1)
- 教職員と学生の要請を考慮し、倫理原則を尊重して、交流が合目的に組織されることを保障すべきである。(Q 6.6.2)

本審査での評価：適合

特色ある点

- 国際交流に貢献した教職員・学生の表彰や、国際交流のための学生団体の活動支援など、交流促進の醸成に努めている。

改善のための示唆

- なし

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 国際交流の促進を目指して、英語を母国語とする教員による「国際医学英語」の教育を行っている。

7. 教育プログラム評価

7.1 教育プログラムのモニタと評価 [基本的水準]

医学部は、

- カリキュラムの教育課程と学修成果を定期的にモニタするプログラムを設けなければならない。(B 7.1.1)
- 以下の事項について教育プログラムを評価する仕組みを確立し、実施しなければならない。
 - カリキュラムとその主な構成要素(B 7.1.2)
 - 学生の進歩(B 7.1.3)
 - 課題の特定と対応(B 7.1.4)
- 評価の結果をカリキュラムに確実に反映しなければならない。(B 7.1.5)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- 2016年にIRセンター（現 IR室）を設置している。

改善のための助言

- IR室が行った収集・分析結果を基に教育プログラムのモニタと評価を責任をもって行う委員会を設置すべきである。
- カリキュラムとその主な構成要素、学生の進歩について、教育プログラムを体系的に評価する仕組みを確立し、カリキュラムの改善に確実に反映させるべきである。
- 教育プログラムのモニタと評価には、学修成果に基づいた評価項目を用いるべきである。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- 2023年度に医学科プログラム評価委員会が設置され、教育プログラムを評価する体制が構築された。今後、IR室が収集し分析した結果を用いて、教育プログラムのモニタと評価を確実に行い、教育改善につなげるべきである。

7.1 教育プログラムのモニタと評価 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 以下の事項について定期的に、教育プログラムを包括的に評価するべきである。
 - 教育活動とそれが置かれた状況(Q 7.1.1)
 - カリキュラムの特定の構成要素(Q 7.1.2)
 - 長期間で獲得される学修成果(Q 7.1.3)

<ul style="list-style-type: none"> 社会的責任(Q 7.1.4)
本審査での評価：部分的適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> なし
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> 使命および学修成果に基づく評価項目を用いて教育プログラムを評価することが望まれる。 長期間で獲得される学修成果を定義し、その達成度に基づいて教育プログラムを包括的に評価することが望まれる。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> IR 室が収集した使命および学修成果に基づく評価項目を用いて教育プログラムの評価を推進することが望まれる。

7.2 教員と学生からのフィードバック [基本的水準]
医学部は、
<ul style="list-style-type: none"> 教員と学生からのフィードバックを系統的に求め、分析し、対応しなければならない。(B 7.2.1)
本審査での評価：部分的適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> なし
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> 授業評価、会議などにおける意見のみならず、教員と学生から学修成果やカリキュラムなどの教育プログラムに関するフィードバックを系統的に求め、分析し、対応すべきである。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 学生が参加する拡大教育センター会議や教員が参加する夏季課題集中検討会グループワークにおいて学生・教員からのフィードバックが収集されているが、今後、系統的に学生と教員からのフィードバックを収集し、分析・対応を行うべきである。

7.2 教員と学生からのフィードバック [質的向上のための水準]

医学部は、

- フィードバックの結果を利用して、教育プログラムを開発すべきである。(Q 7.2.1)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 教員と学生からのフィードバックを系統的に求め、分析し、その結果を利用して、教育プログラムを開発することが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 教員と学生からのフィードバックの結果を利用して、教育プログラムの開発につなげることが望まれる。

7.3 学生と卒業生の実績 [基本的水準]

医学部は、

- 次の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析しなければならない。
 - 使命と意図した学修成果(B 7.3.1)
 - カリキュラム(B 7.3.2)
 - 資源の提供(B 7.3.3)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 使命と学修成果の観点から学生と卒業生の情報を得て分析し、教育プログラムの評価に活用すべきである。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 使命と学修成果の観点から学生と卒業生の情報を得て分析し、教育プログラム

の評価に活用すべきである。

7.3 学生と卒業生の実績 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 以下の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析するべきである。
 - 背景と状況(Q 7.3.1)
 - 入学時成績(Q 7.3.2)
- 学生の実績の分析を使用し、以下の項目について責任がある委員会へフィードバックを提供すべきである。
 - 学生の選抜(Q 7.3.3)
 - カリキュラム立案(Q 7.3.4)
 - 学生カウンセリング(Q 7.3.5)

本審査での評価：部分的適合

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- 学生をとりまく社会的、経済的、文化的環境などの背景と状況に関して学生と卒業生の実績を分析することが望まれる。
- 入学時成績と学生の実績を継続的、定期的に分析し、責任がある委員会にフィードバックを提供することが望まれる。
- 学生カウンセリングについて、学生の実績の分析をさらに充実させ、責任がある委員会を設置して、フィードバックを提供することが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- 入学時成績と学生、卒業生の実績との関連について継続的、定期的な分析を進めることが望まれる。

7.4 教育の関係者の関与 [基本的水準]

医学部は、

- 教育プログラムのモニタと評価に教育に関わる主要な構成者を含まなければならぬ。(B 7.4.1)

本審査での評価：部分的適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> なし
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> 教育プログラムのモニタと評価に責任を持つ委員会を設置し、教職員や学生など教育に関わる主要な構成者を含めるべきである。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 医学科教育プログラム評価委員会が設置され、教職員や学生が構成員として規定された。

7.4 教育の関係者の関与 [質的向上のための水準]
医学部は、
<ul style="list-style-type: none"> 広い範囲の教育の関係者に、 <ul style="list-style-type: none"> 課程および教育プログラムの評価の結果を閲覧することを許可するべきである。(Q 7.4.1) 卒業生の実績に対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.2) カリキュラムに対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.3)
本審査での評価：部分的適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> なし
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> 広い範囲の教育の関係者に、使命と学修成果の観点からの分析に基づく教育プログラム評価の結果の閲覧を許可することが望まれる。 さらに広い範囲の教育の関係者に、卒業生の実績およびカリキュラムに対するフィードバックを求めることが望まれる。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 広い範囲の教育の関係者に教育プログラムの評価の内容を閲覧可能とした。 さらに広い範囲の教育の関係者に、卒業生の実績およびカリキュラムに対するフィードバックを求めることが望まれる。

8. 統轄および管理運営

8.1 統轄 [基本的水準]
医学部は、
<ul style="list-style-type: none">その統轄する組織と機能が、大学内での位置づけを含み、規定されていなければならない。(B 8.1.1)
本審査での評価：部分的適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none">法人および大学を統轄する組織と機能が規定されている。
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none">教学に関わる各種会議・委員会の役割と権限を明確に規定すべきである。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none">医学科教育プログラム委員会、医学科教育プログラム評価委員会が設置され、教学に関わる各種委員会の役割と権限が明確に規定された。

8.1 統轄 [質的向上のための水準]
医学部は、
<ul style="list-style-type: none">統轄する組織として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。<ul style="list-style-type: none">主な教育の関係者(Q 8.1.1)その他の教育の関係者(Q 8.1.2)統轄業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。(Q 8.1.3)
本審査での評価：部分的適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none">なし
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none">教学を統轄する委員会組織を明確にし、主な教育の関係者およびその他の教育の関係者の意見を反映させ、決定事項の透明性を確保することが望まれる。

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- ・ 主な教育の関係者およびその他の教育の関係者の意見を反映させる教学を統轄する委員会組織が明確に規定され、議事要旨が開示されている。

8.2 教学のリーダーシップ [基本的水準]

医学部は、

- ・ 医学教育プログラムを定め、それを運営する教学のリーダーシップの責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)

本審査での評価：適合**特色ある点**

- ・ 学長をはじめとする教学のリーダーシップの責務が明確である。

改善のための助言

- ・ なし

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- ・ なし

8.2 教学のリーダーシップ [質的向上のための水準]

医学部は、

- ・ 教学におけるリーダーシップの評価を、医学部の使命と学修成果に照合して、定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)

本審査での評価：部分的適合**特色ある点**

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 教学におけるリーダーシップの評価は医学部の使命と学修成果に照合して行うことが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合**追加審査におけるコメント**

- 医学部の使命と学修成果に照合して教学におけるリーダーシップの評価を確実に行うことが望まれる。

8.3 教育予算と資源配分 [基本的水準]

医学部は、

- カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含み、責任と権限を明示しなければならない。(B 8.3.1)
- カリキュラムの実施に必要な資源を配分し、教育上の要請に沿って教育資源を分配しなければならない。(B 8.3.2)

本審査での評価：適合**特色ある点**

- カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含む責任と権限が明確である。

改善のための助言

- なし

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- なし

8.3 教育予算と資源配分 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 意図した学修成果を達成するために、教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権をもつべきである。(Q 8.3.1)
- 資源の配分においては、医学の発展と社会の健康上の要請を考慮すべきである。(Q 8.3.2)

本審査での評価：適合**特色ある点**

- 教員の報酬を含む教育資源配分の決定について自己決定権を持っている。
- 医学の発展と社会からの要請に基づき、必要な教育資源として新たな教室の開設を行っていることは評価できる。

改善のための示唆

- なし

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- なし

8.4 事務と運営 [基本的水準]

医学部は、

- 以下を行うのに適した事務職員および専門職員を配置しなければならない。
 - 教育プログラムと関連の活動を支援する。(B 8.4.1)
 - 適切な運営と資源の配分を確実に実施する。(B 8.4.2)

本審査での評価：適合**特色ある点**

- なし

改善のための助言

- なし

追加審査の評価：適合**追加審査におけるコメント**

- なし

8.4 事務と運営 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し、履行すべきである。(Q 8.4.1)

本審査での評価：適合**特色ある点**

- なし

改善のための示唆

- 管理運営の質保証のため、職員研修 (SD) などをさらに充実させることが望

まれる。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 職位に応じた「階層別研修」として各種 SDを行っている。

8.5 保健医療部門との交流 [基本的水準]
医学部は、
<ul style="list-style-type: none"> 地域社会や行政の保健医療部門や保健医療関連部門と建設的な交流を持たなければならない。(B 8.5.1)
本審査での評価：適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> 京都府行政の保健医療部門や保健医療関連部門と連携し、地域医療に貢献していることは評価できる。 「府民公開講座」を定期的に開催するなど、地域社会の医療意識向上に努めていることは評価できる。
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> なし
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> なし

8.5 保健医療部門との交流 [質的向上のための水準]
医学部は、
<ul style="list-style-type: none"> スタッフと学生を含め、保健医療関連部門のパートナーとの協働を構築すべきである。(Q 8.5.1)
本審査での評価：適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none"> なし

改善のための示唆

- ・ なし

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 京都府北部をフィールドとした地域医療教育を京都府と連携して行っている。

9. 継続的改良

[基本的水準]
医学部は、活力を持ち社会的責任を果たす機関として
<ul style="list-style-type: none">教育(プログラム)の教育課程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学修環境を定期的に見直し、改善する方法を策定しなくてはならない。(B 9.0.1)明らかになった課題を修正しなくてはならない。(B 9.0.2)継続的改良のための資源を配分しなくてはならない。(B 9.0.3)
本審査での評価：部分的適合
特色ある点
<ul style="list-style-type: none">大学改革支援・学位授与機構（旧 大学評価・学位授与機構）による機関別認証評価を2010年度と2017年度に受けている。また、2015年度に医学教育分野別評価を受けている。
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none">独立してプログラム評価を行う委員会を設置し、教育プログラムを定期的に見直し、課題を修正して、教育の継続的な改良を行うべきである。領域3と領域7をはじめ、1巡目の評価に指摘された「改善のための助言/示唆」について十分な改善が認められない点も多くあり、教学における課題を学生および教職員が共有して、可及的速やかに修正すべきである。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none">大学教育質保証・評価センターによる機関別認証評価を 2024 年度に受けている。教育プログラム、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学修環境を定期的に見直し改善する委員会組織が整備され、役割が明確に規定されて継続的な教育の改良が進められている。
[質的向上のための水準]
医学部は、
<ul style="list-style-type: none">教育改善を前向き調査と分析、自己点検の結果、および医学教育に関する文献に基づいて行うべきである。(Q 9.0.1)教育改善と再構築は過去の実績、現状、そして将来の予測に基づく方針と実践の改定となることを保証するべきである。(Q 9.0.2)改良のなかで以下の点について取り組むべきである。

- 使命や学修成果を社会の科学的、社会経済的、文化的発展に適応させる。(Q 9.0.3)(1.1 参照)
- 卒後の環境に必要とされる要件に従って目標とする卒業生の学修成果を修正する。修正には卒後研修で必要とされる臨床技能、公衆衛生上の訓練、患者ケアへの参画を含む。(Q 9.0.4)(1.3 参照)
- カリキュラムモデルと教育方法が適切であり互いに関連付けられているように調整する。(Q 9.0.5)(2.1 参照)
- 基礎医学、臨床医学、行動および社会医学の進歩、人口動態や集団の健康/疾患特性、社会経済および文化的環境の変化に応じてカリキュラムの要素と要素間の関連を調整する。最新で適切な知識、概念そして方法を用いて改訂し、陳旧化したものは排除されるべきである。(Q 9.0.6)(2.2 から 2.6 参照)
- 目標とする学修成果や教育方法に合わせた評価の方針や試験回数を調整し、評価方法を開発する。(Q 9.0.7)(3.1 と 3.2 参照)
- 社会環境や社会からの要請、求められる人材、初等中等教育制度および高等教育を受ける要件の変化に合わせて学生選抜の方針、選抜方法そして入学者数を調整する。(Q 9.0.8)(4.1 と 4.2 参照)
- 必要に応じた教員の採用と教育能力開発の方針を調整する。(Q 9.0.9)(5.1 と 5.2 参照)
- 必要に応じた(例えば入学者数、教員数や特性、そして教育プログラム)教育資源の更新を行う。(Q 9.0.10)(6.1 から 6.3 参照)
- 教育プログラムのモニタと評価の過程を改良する。(Q 9.0.11)(7.1 から 7.4 参照)
- 社会環境および社会からの期待の変化、時間経過、そして教育に関わる多方面の関係者の関心に対応するために、組織や管理・運営制度を開発・改良する。(Q 9.0.12)(8.1 から 8.5 参照)

本審査での評価：評価を実施せず

追加審査の評価：評価を実施せず